

神戸市要介護高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱実施細則

平成 12 年 3 月 31 日保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この細則は、神戸市要介護高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱（平成 12 年 3 月 31 日市長決定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第 2 条 要綱第 2 条にいう登録認定を受けようとする事業者は、訪問理美容サービス事業者登録申請書により当該年度事業開始までに市長に申請するものとする。また、継続して登録を受けようとする事業者は、訪問理美容サービス事業者継続登録申請書により当該年度事業開始までに市長に申請するものとする。

2 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査し、その結果を訪問理美容サービス事業者登録認定通知書又は訪問理美容サービス事業者登録却下通知書により通知するものとする。

(実施内容)

第 3 条 要綱にいう理美容サービスとは、調髪又はカットのみとする。

(返還経費)

第 4 条 要綱第 9 条にいう経費とは、同第 10 条第 2 項に規定する一時負担金とする。

(書類の様式)

第 5 条 要綱に規定する書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 神戸市訪問理美容サービス利用申請書 | 様式第 1 号①・② |
| (2) 訪問理美容サービス利用券 | 様式第 2 号 |
| (3) 訪問理美容サービス利用決定通知書 | 様式第 3 号 |
| (4) 訪問理美容サービス利用却下通知書 | 様式第 4 号 |
| (5) 訪問理美容サービス実績報告書 | 様式第 5 号 |

2 細則に規定する書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 訪問理美容サービス事業者登録申請書 | 様式第 6 号 |
| (2) 訪問理美容サービス事業者登録認定通知書 | 様式第 7 号 |
| (3) 訪問理美容サービス事業者登録却下通知書 | 様式第 8 号 |
| (4) 訪問理美容サービス事業者継続登録申請書 | 様式第 9 号 |

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 8 月 16 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。